

処 分 基 準

17年 4月 26日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第51条の9
処 分 の 概 要 : 登録法人に対する適合命令
原権者 (委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め :
審 査 基 準 : 登録法人に法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しない事実が認められた場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事情を勘案して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることとする。 なお、次のような場合は、適合命令は行わないこととする。 ・ 法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった事実が判明した後、当該法人が速やかにこれを是正・回復等しようとしており、その早期是正・回復等が見込まれるとき。
問 い 合 わ せ 先 : 県警本部交通指導課 088-622-3101 内線5121
備 考 :